

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月4日

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 大野 哲 嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 大野 哲 嗣

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 平成30年12月25日

【発行登録書の効力発生日】 平成31年1月6日

【発行登録書の有効期限】 平成33年1月5日

【発行登録番号】 30 - 関東 1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行残高の上限 100,000百万円

【発行可能額】 95,586,000,000円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでの間に提出されるため、発行登録の効力は停止しない。

【提出理由】 平成30年12月25日付発行登録書に一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものである。(訂正内容については、以下を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

(発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しの直後に、以下の記載が挿入される。)

<東海東京フィナンシャル・ホールディングス 2022年4月7日満期 円建 期限前償還条項付 日経平均株価連動社債(ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型)に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

1【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

銘 柄	東海東京フィナンシャル・ホールディングス 2022年4月7日満期 円建 期限前償還条項付 日経平均株価連動社債 (ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型) (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	(未定)円(注2)	売出価額の総額	(未定)円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円(注3)
償還期限	2022年4月7日(ロンドン時間)(注4)		
利 率	年(未定)%(年2.50%から3.50%までを仮条件とする。)(注5)(注6)		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	東海東京証券株式会社 (以下「売出人」という。) 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
摘 要	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社(以下「発行会社」という。)については、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)により「BBB+」の長期発行体格付が付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、発行会社により、そのユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「本プログラム」という。)および下記(注7)に記載の代理人契約に基づき、2019年3月27日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、(未定)円である。本社債の売出券面額の総額および売出価額の総額は、2019年3月18日に決定される。

(注3) 本社債の満期償還は、「ノックイン事由」が発生しなかった場合または「ノックイン事由」が発生し、かつ「最終日経平均株価終値」が「行使価格」と等しいか、もしくはこれを上回った場合には額面金額の100%の支払によってなされ、「ノックイン事由」が発生し、かつ「最終日経平均株価終値」が「行使価格」未満であった場合には額面金額×最終日経平均株価終値÷行使価格により計算される金額(ただし、額面金額の100%を超えない。)の支払によってなされる。本(注3)に使用されている用語は下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」の「(2) 満期における償還」および「(3) 日経平均株価に関する規定、(E) 定義」に定義されている。

本社債の償還が額面金額の100%の支払によってなされるか、上記の算式により計算される金額の支払によってなされるかは、日経平均株価の水準(かかる水準には上下動がある。)の変動によって左右される。申込人は、日経平均株価の変動によるリスクおよび日経平均株価の変動によって本社債の償還金額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに堪え得る場合に限り、本社債への投資を行うべきである。なお、リスクの詳細については、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、リスク

要因」を参照のこと。また、日経平均株価については下記「3 売社債に関するその他の条件等、日経225に関する情報」および「第三部 保証会社等の情報、第3 指数等の情報」を参照のこと。

(注4) 満期償還日(下記「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ、(2) 満期における償還」に定義される。)前の償還については、下記「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」の「(1) 期限前償還」、「(4) 税制上の理由による早期償還」および「3 売社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、8. 債務不履行事由」を参照のこと。

(注5) 本社債の利率は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、2019年3月18日に決定される。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

(注6) 本社債の付利は2019年3月28日に開始する。発行日である2019年3月27日には利息は発生しない。

(注7) 本社債は、代理人契約(以下に定義される。)に従い発行会社が発行する社債券である。

本書において「社債券」とは、本社債を指すものとし、以下のいずれかをいう。

(a) 包括形式により表章される社債券(以下「包括社債券」という。)に関して、額面金額100万円の単位

(b) 包括社債券

(c) 包括社債券との交換により発行される確定社債券

本社債および利札(以下に定義される。)は、発行会社、発行兼主支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店(以下「発行・主支払代理人」といい、承継者たる発行・主支払代理人を含む。)ならびに代理人契約において指名されるその他の支払代理人(発行・主支払代理人とともに、以下「支払代理人」といい、追加のまたはその承継者たる支払代理人を含む。)の間で2018年9月28日付で締結された修正改定代理人契約(随時修正、補足および/または訂正されたもの)を含み、以下「代理人契約」という。)の利益を享受する。

確定社債券には、発行時に利札(以下「利札」という。)が付される。包括社債券には、発行時に利札が付されない。

「本社債権者」または社債券に関する「所持人」とは、本社債の所持人をいう。本書において「利札所持人」とは、利札の所持人をいう。

本社債権者は、2018年9月28日付で発行会社により発行された第八次改定約款(以下「約款」という。)の利益を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)およびクリアストリーム・バンキング・エスエー(以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。)のために共通預託機関により保管されている。

(注8) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社については、JCRによりBBB+の長期発行体格付が付与されており、本書提出日(平成31年3月4日)現在、かかる格付の変更はされていない。

JCRは、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である(登録番号:金融庁長官(格付)第1号)。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。発行会社に付与する格付につき、JCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」の欄の右端にある「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR: 電話番号 03 - 3544 - 7013

## 2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%	申込期間	2019年3月22日から 2019年3月27日まで
申込単位	100万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人および売出取扱人 (以下に定義される。)の 日本における本店、各支店 および出張所ならびに下記 (注1)記載の金融機関およ び金融商品仲介業者の営業 所および事務所	受渡期日	2019年3月28日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者 の住所および氏名または 名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注1) 売出人は、以下の金融商品取引業者(以下「売出取扱人」という。)に、本社債の売出しの取扱いを一部委託している。

名称：ワイエム証券株式会社

住所：山口県下関市豊前田町三丁目3番1号

売出人および売出取扱人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

本社債の申込および払込は、売出人または売出取扱人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人または売出取扱人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人または売出取扱人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注2) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき、登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または米国人に対し、もしくは米国人のために、本社債の募集または売出しを行ってはならない。本(注2)において使用される用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注3) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内もしくはその属領内において、または合衆国人に対し、本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。本(注3)において使用される用語は、1986年合衆国内国歳入法(以下「歳入法」という。)およびそれに基づく規則により定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、欧州経済領域(以下「EEA」という。)におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したのではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、( )指令2014/65/EU(その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。)第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、( )指令2002/92/EC(その後の改正を含む。)にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは( )指令2003/71/EC(その後の改正を含む。)において定義される適格投資家ではない者のいずれか(またはこれらの複数)に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU)1286/2014号(その後の改正を含む。以下「PRIIPs規則」という。)によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

### 3【売出社債に関するその他の条件等】

#### リスク要因

本社債への投資を予定する投資家は、本社債への投資をすることが適当か否か判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。かかるリスクに堪え、かつ、そのリスクを評価し得る投資家のみが、本社債の投資に適している。

#### 元本リスク

本社債の満期における償還は、ロックイン事由が発生し、かつ最終日経平均株価終値が行使価格未満であった場合、原則として、額面金額×最終日経平均株価終値÷行使価格により計算される金額（ただし、額面金額の100%を超えない。）の支払いによりなされる（下記「社債の要項の概要、2．償還および買入れ、（2）満期における償還」参照）。この場合、満期償還額（下記「社債の要項の概要、2．償還および買入れ、（2）満期における償還」に定義される。）は、投資元本を大きく割り込む可能性がある。

#### 発行会社の信用リスク

本社債の利息および償還金額の支払は発行会社の義務である。したがって、発行会社の財政状態の悪化等により発行会社が本社債の利息または償還金額を支払わず、または支払うことができない場合、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがある。

#### 償還前の価格変動リスク

償還前の本社債の価格は、日経平均株価、日経平均株価の予想変動率（ボラティリティー）および円金利の変動、発行会社の経営成績・財政状態の変化や発行会社に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、本社債を償還前に売却する場合、投資元本を割り込むことがある。

（償還前の価格に影響する要因）

償還前の本社債の価値および売買価格は、様々な要因に影響される。また、かかる要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。

#### ） 日経平均株価

一般的に、日経平均株価の下落は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、日経平均株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。本社債の満期償還日が近づくにつれ、本社債の価値は日経平均株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

#### ） 日経平均株価の予想変動率（ボラティリティー）

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表す。一般的に日経平均株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の低下は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは日経平均株価の水準や本社債の満期償還日までの期間によって変動する。

#### ） 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの上昇または日経平均株価先物の保有コストの下落は本社債の価格を下落させる方向に作用し、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの下落または日経平均株価先物の保有コストの上昇は本社債の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

) 円金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値は減少する。円金利が低下すると本社債の価値は増加する。ただし、かかる影響の度合いは、日経平均株価の水準や本社債の満期償還日までの期間により変化する。

) 発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が低下すると、本社債の価値は減少し、格付が上昇すると本社債の価値が増加する可能性がある。

期限前償還リスクおよび再投資リスク

本社債は、日経平均株価の動向により期限前償還される可能性がある。期限前償還された場合、その際に期限前償還された償還額を再投資したとき、期限前償還されない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りが得られない可能性（再投資リスク）がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社、計算代理人（下記「社債の要項の概要、2. 償還および買入れ、(3) 日経平均株価に関する規定、(E) 定義」に定義される。）ならびに日本国における売出しに係る売出人および売出取扱人は、本書に基づいて売出された本社債を買い取る義務を負わない。また、発行会社ならびに売出人および売出取扱人は、特に必要が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するため本社債の売買を行う予定もない。本社債は非流動的であるため、償還される日より前の本社債の売却価格は、日経平均株価、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

配当

日経平均株価は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

社債の要項の概要

1. 利息

本社債には、2019年3月28日（当日を含む。）（以下「利息起算日」という。）から償還期限まで、額面金額に対して年（未定）%の利率で利息が付される。

本社債に係る利息は、2019年7月7日を初回として、毎年1月7日、4月7日、7月7日および10月7日（以下「利払期日」という。）に、利息起算日（当日を含む。）または（場合により）直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間について日本円で後払いされる。

2019年7月7日の利払期日には、額面金額100万円の各本社債につき（未定）円の利息が支払われ、2019年10月7日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含む。）までの各利払期日には、額面金額100万円の各本社債につき（未定）円の利息が支払われる。

利払期日が営業日（以下に定義される。）ではない場合、かかる利払期日は翌営業日まで延期される。翌営業日が翌暦月になる場合には、その利払期日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われぬ。本書において、別途規定しない限り、「営業日」とは、本社債に関し、東京およびロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、通常営業（外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。）を行っている日をいう。

各本社債はその償還日以降は利息を生じさせない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず元金の支払が不当に保留または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、以下のうちいずれか早い方の日まで利息は発生し続ける。

- (a) 当該本社債に関するすべての未払金の支払が完了した日
- (b) 当該本社債に関して支払われるべき金銭の全額が発行・主支払代理人により受領され、その旨の通知が下記「10. 公告」に従って本社債権者に対してなされた日から5日後の日

## 2. 償還および買入れ

### (1) 期限前償還

期限前償還事由（以下に定義される。）が発生した場合、本社債は関連する期限前償還日（以下に定義される。）において、そのすべて（一部は不可。）が期限前償還金額（以下に定義される。）で償還される。かかる場合、計算代理人は、可及的速やかに発行会社および発行・主支払代理人にかかる期限前償還を通知し、発行・主支払代理人は本社債権者にそれを通知する。

「期限前償還事由」とは、計算代理人が、本社債に関して、いずれかの期限前償還判定日（以下に定義される。）において日経平均株価終値（下記「(3) 日経平均株価に関する規定、(E) 定義」に定義される。）が期限前償還判定価格（以下に定義される。）と等しいか、またはこれを上回ったと決定した場合に発生したとみなされる事由をいう。

「期限前償還判定日」とは、関連する期限前償還日の10予定取引所営業日（下記「(3) 日経平均株価に関する規定、(E) 定義」に定義される。）前の日として計算代理人が本社債の要項に従い決定する日をいう。

いずれかの期限前償還判定日が障害日（下記「(3) 日経平均株価に関する規定、(E) 定義」に定義される。）である場合、かかる期限前償還判定日は、その直後の障害日でない予定取引所営業日とする。ただし、当初のかかる期限前償還判定日の直後の3予定取引所営業日がいずれも障害日である場合、当該3日目の障害日を、かかる日が障害日であるにもかかわらず期限前償還判定日とし、かかる期限前償還判定日における日経平均株価終値は、日経平均株価を構成する各株式銘柄のかかる日の評価時刻（下記「(3) 日経平

均株価に関する規定、「(E) 定義」に定義される。)における取引所(下記「(3) 日経平均株価に関する規定、「(E) 定義」に定義される。)の取引株価または呼値(障害日を生じさせた事由がかかる日に関連する株式銘柄について生じている場合は、かかる日の評価時刻における関連する株式銘柄の価値の誠実な推測値)を使用して、最初の障害日を生じさせた事由の発生の直前に有効であった日経平均株価を算出するための計算式および方法に従い計算代理人が決定する、かかる日の評価時刻における日経平均株価の水準とする。

「期限前償還判定価格」とは、当初日経平均株価(下記「(3) 日経平均株価に関する規定、「(E) 定義」に定義される。)の100.00%に等しい金額(ただし、必要な場合は小数第3位を四捨五入する。)をいう。

「期限前償還日」とは、2019年7月7日(同日を含む。)から2022年1月7日(同日を含む。)までの各利払期日をいう。

「期限前償還金額」とは、額面金額100万円の各本社債につき、額面金額の100.00%に等しい金額をいう。

## (2) 満期における償還

本社債が期限前に償還され、または買入消却されない限り、額面金額100万円の各本社債は、発行会社により2022年4月7日(以下「満期償還日」という。)に、計算代理人がその単独の裁量により以下のとおり決定する金額(以下「満期償還額」という。)で償還される。

- ( ) ノックイン事由が発生しなかった場合、額面金額の100%
- ( ) ノックイン事由が発生し、かつ最終日経平均株価終値が行使価格と等しいか、またはこれを上回った場合、額面金額の100%
- ( ) ノックイン事由が発生し、かつ最終日経平均株価終値が行使価格未満であった場合、以下の計算式に基づき計算される金額

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価終値}}{\text{行使価格}}$$

ただし、額面金額100万円の各本社債につき、満期償還額は、0円を下回ることなく、100万円を超えない(ただし、1円未満は四捨五入される。)

「ノックイン事由」とは、計算代理人がその単独の完全な裁量により誠実に、かつ商業上合理的な方法で、観察期間(以下に定義される。)中のいずれかの時刻に1度でも日経平均株価の水準がノックイン価格(以下に定義される。)と同額となるか、またはこれを下回ったと決定した場合に発生したとみなされる事由をいう。いずれかの日においてノックイン事由が発生したか否かの判断においては、(x)「市場混乱事由」(下記「(3) 日経平均株価に関する規定、「(E) 定義」に定義される。)の定義のうち、「評価時刻に終了する1時間間の間の」の記載は削除され、(y)「早期終了」(下記「(3) 日経平均株価に関する規定、「(E) 定義」に定義される。)の定義は、日経平均株価の水準がノックイン価格と同額となるか、またはこれを下回ったいずれかの取引所営業日において、予定終了時刻(下記「(3) 日経平均株価に関する規定、「(E) 定義」に定義される。)よりも前に取引所が取引を終了させること、またはかかる取引所営業日において日経平均株価の水準がノックイン価格と同額となるか、もしくはこれを下回った最初の時刻(以下

「ノックイン時刻」という。)よりも前に関係取引所が取引を終了させること(ただし、いずれの場合においても、( )ノックイン時刻と( )ノックイン時刻における執行のために取引所または関係取引所のシステムに入力される注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに取引所または関係取引所がかかる早期の終了時刻について発表している場合を除く。)をいうものと修正される。

「観察期間」とは、条件設定日(下記「(3)日経平均株価に関する規定、(E)定義」に定義される。)の直後の予定取引所営業日(同日を含む。)から最終評価日(以下に定義される。)の予定終了時刻(同時刻を含む。)までの期間(疑義を避けるために付言すれば、計算代理人がその単独の完全な裁量により、いずれかの日のいずれかの時点において市場混乱事由が発生したと判断した場合、ノックイン事由が発生したか否かの判断において、かかる市場混乱事由が発生し、かつ継続していると計算代理人がその単独の完全な裁量により判断した期間を除く。)をいう。

「ノックイン価格」とは、当初日経平均株価の65.00%に等しい金額(ただし、必要な場合は小数第3位を四捨五入する。)をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日の10予定取引所営業日前の日として計算代理人が本社債の要項に従い決定する日をいう。

かかる日が障害日である場合、最終評価日は、その直後の障害日でない予定取引所営業日とする。ただし、当初の最終評価日の直後の3予定取引所営業日がいずれも障害日である場合、当該3日目の障害日を、かかる日が障害日であるにもかかわらず最終評価日とし、最終日経平均株価終値は、日経平均株価を構成する各株式銘柄のかかる日の評価時刻における取引所の取引株価または呼値(障害日を生じさせた事由がかかる日に関連する株式銘柄について生じている場合は、かかる日の評価時刻における関連する株式銘柄の価値の誠実な推測値)を使用して、最初の障害日を生じさせた事由の発生の直前に有効であった日経平均株価を算出するための計算式および方法に従い計算代理人が決定する、かかる日の評価時刻における日経平均株価の水準とする。

「最終日経平均株価終値」とは、最終評価日における日経平均株価終値をいう。

「行使価格」とは、当初日経平均株価の100.00%に等しい金額(ただし、必要な場合は小数第3位を四捨五入する。)をいう。

(3) 日経平均株価に関する規定

(A) 日経平均株価の訂正

株式会社日本経済新聞社（以下「インデックス・スポンサー」という。）により公表され、日経平均株価終値またはロックイン事由の発生もしくは不発生の計算または決定のために用いられる日経平均株価の水準が訂正され、または事後的に訂正され、その訂正が、当初の公表日中に、日経平均株価の水準の代替としてインデックス・スポンサーにより公表された場合、計算代理人は、当初公表された日経平均株価の水準に代えて、訂正された日経平均株価の水準を用いる。

(B) 日経平均株価の廃止 / 計算方法の変更

( )インデックス・スポンサーが日経平均株価を計算せず、公表しない場合であって、計算代理人が承認する後継のスポンサーが日経平均株価を計算し、公表する場合、または( )日経平均株価が、日経平均株価の計算で用いられるものと同一もしくは実質的に同一であると計算代理人が判断する計算式または方法を使用する後継の指数により代替される場合、いずれの場合においても、かかる指数（以下「承継日経平均株価」という。）が日経平均株価であるとみなされる。

( )条件設定日、判定日（下記「(E) 定義」に定義される。）または観察期間におけるいずれかの予定取引所営業日以前において、インデックス・スポンサー（またはその承継者）が、日経平均株価を計算する計算式もしくは方法について重大な変更を行うことを公表し、もしくはその他の方法で日経平均株価について重大な変更（構成株式および資本構成の変更その他の経常的な事由が生じた場合に日経平均株価を維持するための、かかる計算式または方法において定められた修正を除く。）（以下「日経平均株価の修正」という。）を行い、もしくは日経平均株価が恒久的に廃止され、かつ承継日経平均株価が存在しない（以下「日経平均株価の廃止」という。）場合、または( )条件設定日、判定日もしくは観察期間における予定取引所営業日において、インデックス・スポンサーもしくは後継のスポンサーが日経平均株価の計算および公表を行わない（以下「日経平均株価の中断」といい、日経平均株価の修正および日経平均株価の廃止とあわせて、それぞれを、以下「日経平均株価調整事由」という。）場合、発行会社は、計算代理人と協議のうえ、(a)計算代理人に対し、かかる日経平均株価調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすか否かを決定するよう要求し、及ぼすと決定した場合、計算代理人は、公表された日経平均株価の水準に代えて、当該日経平均株価調整事由の発生の直前に有効であった日経平均株価の水準を算出するための計算式および方法に従い、当該日経平均株価調整事由の発生の直前に日経平均株価を構成していた株式銘柄のみを使って計算代理人が決定する関連する時刻における日経平均株価の水準を用いて関連する水準もしくは価格を計算し、または(b)計算代理人に対し、日経平均株価の水準を決定することとなる将来のいずれかの日において、かかる水準の決定が不可能もしくは非現実的であるか否かを決定するよう要求し、不可能または非現実的であると計算代理人が決定した場合、発行会社は下記「10. 公告」に従って30日以上60日以内の事前の通知を本社債権者に対して行うことにより、本社債のすべて（一部は不可。）を、日経平均株価調整事由を考慮した本社債の公正市場価格から、裏付けとなる関連するヘッジの取引を解消するために発行会社および/もしくはその関連会社が負担する費用（本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするための株式オプションを含むが、これに限られない。）を差し引いた金額（すべて計算代理人がその

単独の裁量により決定する。)で償還する。当該支払は、下記「10. 公告」に従って本社債権者に対して通知された方法で行われる。

(C) 計算の拘束力

計算代理人は、発行会社と計算代理人との間で締結された計算代理人契約書(以下「計算代理人契約」という。)に従って本社債に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本社債の要項に記載される一定の事由の発生または不発生に関する決定をその単独の裁量により行うために任命されている。計算代理人の決定のために付与され、表明され、作成され、または取得されたすべての証明書、通信、意見、決定、計算、相場および判断は、明白な誤謬がある場合を除き、発行会社、発行・主支払代理人、その他の支払代理人および本社債権者を拘束し、明白な誤謬がある場合を除き、計算代理人は、本社債の要項に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行会社または本社債権者に対して何らの義務も負わない。計算代理人による通知は、計算代理人契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

計算代理人は、当初日経平均株価、期限前償還およびロックイン事由の発生、満期償還日に支払われる満期償還額ならびに本社債の要項に基づいて計算代理人により行われるその他すべての決定を、決定後、可及的速やかに、発行会社および発行・主支払代理人に通知する。発行・主支払代理人は、その後可及的速やかに、「10. 公告」に従って本社債権者に対し通知を行う。

(D) 免責

(a) 日経平均株価(以下「日経225」という。)は、インデックス・スポンサーによって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、インデックス・スポンサーは、日経225自体および日経225を算定する手法に対して、著作権その他の知的財産権を有する。

(b) 「日経」および日経225を示す標章に関する知的財産権その他の権利は、すべてインデックス・スポンサーに帰属する。

(c) インデックス・スポンサーは、本社債を後援、支援、販売または販売促進するものではなく、本社債に関して特定の商標および日経225を使用するための権利を東海東京証券ヨーロッパ(以下「ライセンシー」という。)に付与する以外に、ライセンシーまたは本社債と何らの関係も有しない。インデックス・スポンサーとライセンシーとの間のライセンス契約は、いかなる権利も第三者に付与しない。

(d) 本社債は、ライセンシーのリスクによってのみ管理され、インデックス・スポンサーは本社債に関するいかなる義務も責任も負わない。

(e) インデックス・スポンサーは、その公表の誤謬、遅延、中断、停止または終了に関して、責任を負わない。

(f) インデックス・スポンサーは、ライセンシーその他の第三者に対する責任を負うことなく、日経225の構成銘柄、日経225の計算方法その他の日経225の内容を変更する権利および日経225の公表を停止し、または終了する権利を有している。

#### (E) 定義

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

- 「計算代理人」とは、東海東京証券株式会社（その承継者または（場合により）代理人を含む。）をいう。計算代理人の決定のために付与され、表明され、作成され、または取得されたすべての証明書、通信、意見、決定、計算、相場および判断は、明白な誤謬がある場合を除き、発行会社、発行・主支払代理人、その他の支払代理人および本社債権者を拘束し、明白な誤謬がある場合を除き、計算代理人は、本社債の要項に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行会社または本社債権者に対して何らの義務も負わない。計算代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引き受けるものではない。計算代理人によるすべての決定は誠実かつ商業上合理な方法で行われなければならない、発行会社、発行・主支払代理人およびディーラーに可及的速やかに通知されなければならない。
- 「ディーラー」とは、東海東京証券ヨーロッパおよび本プログラムに基づき随時発行会社により指名される追加のディーラーをいう。
- 「障害日」とは、取引所または関係取引所（以下に定義される。）がその通常取引セッションの間取引を行わない、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。
- 計算代理人は、発行会社および発行・主支払代理人に対し、その状況の下で合理的な範囲で可及的速やかに、障害日でなければ条件設定日または判定日であった日における障害日の発生について通知する。計算代理人がかかる関係者に障害日の通知を行わなかったとしても、当該障害日の発生および効果の有効性に影響を及ぼさない。ただし、これは、計算代理人のかかる関係者への通知義務を減免するものではない。
- 「早期終了」とは、取引所または関係取引所が、いずれかの取引所営業日において、その予定終了時刻よりも前に取引を終了をさせることをいう。ただし、（ ）当該取引所営業日の取引所または関係取引所における通常の取引セッションの実際の終了時刻と（ ）当該取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために取引所または関係取引所のシステムに入力される注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに取引所または関係取引所がかかる早期の終了時刻について発表している場合を除く。
- 「取引所」とは、株式会社東京証券取引所もしくはその承継者または日経平均株価を構成する株式銘柄の取引が臨時に場所を移して行われる代替的な取引市場もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替的な取引市場もしくは相場システムにおける日経平均株価を構成する株式銘柄に関して、元の取引所における場合に匹敵する流動性があると決定する場合に限る。）をいう。
- 「取引所営業日」とは、取引所および関係取引所がその予定終了時刻よりも前に営業を終了するかに関わらず、取引所および関係取引所が通常の取引セッションの間取引を行っている予定取引所営業日をいう。

- 「取引所障害」とは、市場参加者が全般的に( )取引所において日経平均株価の水準の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得し、または( )関係取引所において日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、または毀損すると計算代理人がその裁量により決定する事由(早期終了を除く。)をいう。
- 「日経平均株価」とは、東京証券取引所第一部に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、現在、インデックス・スポンサーが提供するものをいう。詳細については、下記「日経225に関する情報」を参照のこと。
- 「日経平均株価終値」とは、計算代理人が決定する関連する日の評価時刻における日経平均株価の水準をいう。
- 「当初日経平均株価」とは、条件設定日の日経平均株価終値をいう。
- 「条件設定日」とは、2019年3月28日をいう。ただし、同日が取引所営業日でない場合、条件設定日は、その直後の取引所営業日である日とする。
- かかる日が障害日である場合、条件設定日は、その直後の障害日でない予定取引所営業日とする。ただし、当初の条件設定日の直後の3予定取引所営業日がいずれも障害日である場合、当該3日目の障害日を、かかる日が障害日であるにもかかわらず条件設定日とし、当初日経平均株価は、日経平均株価を構成する各株式銘柄のかかる日の評価時刻における取引所の取引株価または呼値(障害日を生じさせた事由がかかる日に関連する株式銘柄について生じている場合は、かかる日の評価時刻における関連する株式銘柄の価値の誠実な推測値)を使用して、最初の障害日を生じさせた事由の発生の直前に有効であった日経平均株価を算出するための計算式および方法に従い計算代理人が決定する、かかる日の評価時刻における日経平均株価の水準とする。
- 「市場混乱事由」とは、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点において計算代理人が重大であると判断する( )取引障害(以下に定義される。)もしくは( )取引所障害が発生し、もしくは存在していること、または( )早期終了が発生し、もしくは存在していることをいう。いずれかの時点で市場混乱事由が存在していたか否かの判断において、いずれかの時点で市場混乱事由が日経平均株価を構成している株式銘柄に関して発生している場合、日経平均株価の水準に対するかかる株式銘柄の関連する寄与率は、(x)かかる株式銘柄に帰せられる日経平均株価の水準の割合と(y)包括的な日経平均株価の水準(いずれについても、かかる市場混乱事由の発生直前のもの)の比較に基づく。
- 「関係取引所」とは、株式会社大阪取引所もしくはその承継者または日経平均株価に関する先物またはオプション契約の取引が臨時に場所を移して行われる代替的な取引市場もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替的な取引市場もしくは相場システムにおける日経平均株価に関する先物またはオプション契約に関して、元の関係取引所における場合に匹敵する流動性があると決定する場合に限る。)をいう。
- 「予定終了時刻」とは、取引所または関係取引所および予定取引所営業日につき、時間外または通常の取引セッション外の取引は考慮せず、かかる予定取引所営業日における取引所または関係取引所の予定された平日の終了時刻をいう。
- 「予定取引所営業日」とは、取引所および関係取引所がそれぞれの通常の取引セッションの間に取引を予定している日をいう。

- 「取引障害」とは、  
( )日経平均株価の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関し、取引所において、または( )関係取引所における日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所または関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所または関係取引所その他により課せられた取引の停止または制限をいう。
- 「判定日」とは、  
期限前償還判定日および(場合により)最終評価日をいう。
- 「評価時刻」とは、  
取引所の予定終了時刻をいう。取引所が予定終了時刻より早くその営業を終了する場合は、評価時刻は、実際に終了する時刻とする。

#### (4) 税制上の理由による早期償還

( a ) 本社債に基づく次回の支払期日の際に、課税管轄(下記「6. 課税」に定義される。)の法律もしくは規則の変更もしくは改正、または当該法律もしくは規則の適用もしくは公式解釈の変更(ただし、かかる変更または改正は本社債の発行についての協議が調った日以後に発効するものに限る。)の結果、発行会社が下記「6. 課税」に規定または記載される追加額の支払義務を負うかまたは負う予定となり、( b ) 発行会社がとり得る合理的な手段によってもかかる義務が避けられない場合、発行・主支払代理人および(下記「10. 公告」に従って)本社債権者に対して30日以上60日以内の通知(かかる通知は取消不能である。)を行うことにより、本社債の全部(一部は不可。)をいずれかの利払期日に発行会社の選択により、償還することができる。ただし、本社債についての支払期日が到来していたとするならば発行会社がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日より90日以上前に、かかる償還の通知を行うことはできない。

本社債の要項に基づくすべての償還の通知の公表より前に、発行会社が当該償還を行い、発行会社の上記の償還を行う権利の前提条件を示す事実の表明を公表する権限を与えられている旨が記載された発行会社の2名の取締役により署名された証明書および発行会社がかかる変更または改正の結果として該当する追加額の支払義務を負うかまたは負う予定となる旨の定評のある独立法律顧問による意見書を、発行会社は発行・主支払代理人に対し交付するものとする。

本「(4) 税制上の理由による早期償還」に基づき償還された本社債は、早期償還額(以下に定義される。)で、償還日(当日を含まない。)までに発生した利息とともに償還される。

「早期償還額」とは、裏付けとなる、または関連するヘッジの取引(本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするための株式オプションを含むが、これに限られない。)の解消に関して発行会社に発生する合理的な費用および経費の全額を考慮して調整された、計算代理人がその単独の完全な裁量により当該早期償還の直前の(ただし、かかる事態を招いた状況は無視する。)本社債の公正市場価値として決定する円貨額をいう。

#### (5) 買入れ

発行会社または発行会社の子会社はいつでも、公開市場またはその他の方法で、いかなる価格でも本社債を買入れることができる。ただし、確定社債券の場合には本社債に添付される期限未到来の利札全部が本社債とともに買入れられる場合に限る。かかる本社債は、所持、再発行、再販売、または発行会社の選択により、消却のための支払代理人に対する引渡が可能である。

(6) 消却

償還されたすべての本社債は（それらに添付されているか、または償還時にそれらとともに引渡されたすべての期限未到来の利札とともに）即座に消却される。そのように消却されたすべての本社債、および上記「(5) 買入れ」に従い（同時に消却されたすべての期限未到来の利札とともに）買入れられ、消却された本社債は発行・主支払代理人に転送され、再発行または再販売することはできない。

3. 支払

(1) 支払方法

支払は、日本円により、現金もしくは支払を受ける者が管理する日本円建ての口座への記帳もしくは送金、または支払を受ける者の選択により、東京都所在の銀行宛ての日本円建ての小切手により行われる。支払は、あらゆる場合につき、( )いかなる管轄区域においても適用ある財政またはその他の法律および規則（ただし、下記「6. 課税」の規定が妨げられることはない。）ならびに( )歳入法の第1471条(b)に記載の協定に基づき要求されるか、もしくは歳入法第1471条から第1474条までに基づき課される、源泉徴収もしくは控除、それらに付随する規則もしくは協定、それらの公式解釈、またはそれらに対する政府間のアプローチを実施するための法律に服する。

(2) 確定社債券および利札の呈示

確定社債券に関する元金の支払は、（以下に従い）上記に規定された方法でなされた確定社債券の呈示および提出に対してのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払は、（以下に従い）前述の利札の呈示および提出に対してのみ行われ、それぞれの支払が合衆国（本書内で使用されるかかる表現は、アメリカ合衆国（合衆国およびコロンビア特別区、その領土、その所有地ならびにその管轄下にあるその他の地域を含む。）を意味する。）外の支払代理人の指定事務所にて行われるものとする。

確定様式の本社債が満期を迎え、払戻しが可能となる日付時点で、それに関連する期限未到来の利札は（添付されているいないにかかわらず）無効となり、それに関するすべての支払は行われぬものとする。

確定社債券の償還期日が利払期日と異なる場合、当該社債券に関して前回の利払期日（または場合によっては利息起算日）以降に発生する利息は、当該確定社債券の提出と引換えにおいてのみ支払われるものとする。

(3) 包括社債券に関する支払

包括社債券により表章される本社債の元金および利息の支払は、（以下に従い）確定社債券に関して上記に規定されている方法または当該包括社債券に規定されている方法により、場合によっては合衆国外の支払代理人の指定事務所における当該包括社債券の呈示または提出と引換えに、なされるものとする。包括社債券の呈示または提出と引換えになされる各支払の記録は、元金の支払および利息の支払を区別して行われるものであり、かかる包括社債券が呈示された支払代理人により当該包括社債券上になされるものとし、かかる記録は問題となった支払がなされたという明白な証拠とされる。

(4) 支払に適用される一般規定

包括社債券の所持人は、かかる包括社債券によって表章される本社債に関する支払を受領する権限を持つ唯一の者であり、発行会社は、そのように支払われる各金額について当該包括社債券の所持人に対する支払またはかかる所持人の指示により任務から解かれる。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの記録に当該包括社債券によって表章される本社債の特定の額面金額の実質保有者として表示される者は、当該包括社債券の所持人に対して、またはその指示により発行会社によってなされる各支払における持分について、場合によって、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクのみ要求するものとする。

(5) 支払日

本社債または利札に関する金額の支払が行われる日が支払日でない場合、その所持人は、該当する場所における次の支払日まで支払を受ける権利を持たず、かかる遅延に関する追加の利息その他の支払に対する権利も持たない。これらの意味において「支払日」とは、

- (a) 該当する呈示場所
- (b) 東京
- (c) ロンドン

のすべてにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、通常営業（外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。）を行っている日（ただし、下記「7.時効」の規定に服する。）をいう。

(6) 元金および利息の解釈

本社債に関する元金についてのすべての記載は、（場合により）

- ( a ) 下記「 6 . 課税」に基づき元金に関して支払われる追加の金額すべて
- ( b ) 本社債の満期償還額
- ( c ) 本社債の早期償還額
- ( d ) 本社債に基づき、または本社債に関して、発行会社により支払われるプレミアムおよびその他の金額  
( 利息を除く。 )

を含むとみなされるものとする。

本社債に関する利息についてのすべての記載は、( 場合により ) 下記「 6 . 課税」に基づき利息に関して支払われる追加の金額すべてを含むとみなされるものとする。

#### ( 7 ) 支払代理人

当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は、以下に記載するとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店

( Citibank, N.A., London Branch )

ロンドン市 E14 5LB カナダ・スクエア、シティグループ・センター 13階

( 13th Floor Citigroup Centre, Canada Square, London E14 5LB )

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加のもしくは別の支払代理人を任命し、および/または支払代理人が業務を行う所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- ( a ) 常に発行・主支払代理人が存在すること。
- ( b ) 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により上場が許可されている限り、関連する証券取引所またはその他の関係当局の規則によって要求される地域に所定の事務所を有する支払代理人が常に存在すること。
- ( c ) 発行会社が設立された法域以外のヨーロッパ内の法域に常に支払代理人が存在すること。

さらに、本「 3 . 支払」に規定する状況においては、発行会社はニューヨーク市に所定の事務所を有する支払代理人を直ちに任命するものとする。いかなる変更、解任、任命または移転も30日以上45日以内の事前通知が下記「 10 . 公告」に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする(ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。 )。

代理人契約に基づく行為において、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対していかなる義務も負わず、またこれらとの代理または信託の関係も引き受けるものではない。代理人契約には、支払代理人が合併、変更もしくは統合されるか、または支払代理人のすべてもしくは実質的にすべての資産が譲渡される事業体が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

#### 4．本社債の地位

本社債および関連する利札は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ無担保（ただし、下記「5．担保設定制限」に服する。）の債務であり、これらの間において同順位であり、発行会社が随時発行しているその他すべての無担保の債務（劣後債務（もしあれば）を除く。）と同順位である（ただし、法律上優先すべき一定の債務を除く。）。

#### 5．担保設定制限

本社債または関連する利札が残存している限り、発行会社は、関連債務（以下に定義される。）を担保するために、発行会社またはその主要子会社（以下に定義される。）の現在または将来における業務、事業、資産または収益（未払込資本を含む。）に対して、またはこれらに関して、抵当権、負担、先取特権、質権その他の担保権（それぞれを以下「担保権」という。）を設定せず、またその主要子会社にかかる担保権を設定させない。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りでない。

（a）本社債および利札に基づき支払われる一切の金額が、担保権により関連債務と同等かつ比例的に担保されること。

（b）その他の担保権またはその他の取決め（担保権の設定を含むかを問わない。）が、本社債の社債権者集会の特別決議（代理人契約において、投票総数の4分の3以上の多数により適法に可決された決議として定義されている。）による承認に基づいて行われること。

本要項において、

「主要子会社」とは、東海東京証券株式会社またはその承継者をいう。

「関連債務」とは、以下をいう。

（ ）満期までの期間が1年を超え、（発行会社の同意を得た上で）当該時点においていずれかの証券取引所、店頭登録市場その他の有価証券市場で値付けされ、上場されまたは通常取引が行われるものであり、（A）当該要項によって円貨以外の通貨で支払われるか、もしくは円貨以外の通貨で支払を受ける権利を付与するか、または（B）円貨で表示され、かつその元本総額の50パーセント超が発行会社によりもしくはその授権に基づいて当初日本国外で分配される、ノート、債券、ディベンチャー、ディベンチャー・ストックその他の有価証券に係る、またはこれらに関する現在または将来の債務（元本、プレミアム、利息またはその他の金額であるかを問わない。）

（ ）かかる債務の保証または補償

疑義を避けるため、かかる関連債務には、金融機関からの貸付契約に基づく借入金に係る債務（手形貸付、当座貸越、貸出の実行が1回のみで行われる貸付およびリボルビング・ローンその他の貸出の実行が複数回にわたって行われる貸付に係るものを含むが、これらに限られない。）が含まれないことを明記する。

#### 6．課税

発行会社により行われる本社債および利札に関する元金および利息の支払はすべて、課税管轄（以下に定義される。）により、または課税管轄のために、現在または将来において課され、または徴収されるあらゆる

る性質の租税または賦課金を源泉徴収または控除することなく行われるものとする。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要とされる場合はこの限りではない。この場合、発行会社は、本社債権者または利札所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債または（場合により）利札に関して受領したであろう元金および利息のそれぞれの金額と等しくなるよう必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または利札に関しては支払われないものとする。

- ( a ) 支払に関して日本で呈示された場合。
- ( b ) 単に本社債または利札を所持している以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して租税または賦課金を負担する本社債権者もしくは利札所持人またはその代理人により支払に関して呈示された場合。
- ( c ) 発行会社を管理するか、もしくは発行会社に管理されるか、または租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第6条に規定される、発行会社と特殊の関係にある者または事業体（以下「特殊関係者」という。）である本社債権者もしくは利札所持人またはその代理人により支払に関して呈示された場合。
- ( d ) 発行会社もしくは特殊関係者の収益もしくは資産の金額または租税特別措置法第6条に規定される発行会社もしくは特殊関係者に関連する一定のその他の指標に基づき利息が計算される場合。
- ( e ) 当該本社債権者または利札所持人の国籍、居住地、身元、課税管轄との関連または発行会社との関係に関して適用される証明、文書作成、情報提供その他の報告要件の不遵守に起因して、当該本社債または利札に関する租税または賦課金を負担する本社債権者もしくは利札所持人またはその代理人により支払に関して呈示された場合。
- ( f ) 関連日（以下に定義される。）から30日を経過した日より後に支払に関して呈示された場合。ただし、本社債権者または利札所持人がかかる30日目の日（かかる日が支払日であったと仮定すれば）に支払に関して当該本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合を除く。

本項において、

- ( ) 「課税管轄」とは、日本国または課税権限を有する日本国の、もしくは日本国における行政区域もしくは当局をいう。

( ) 「関連日」とは、かかる支払期日が最初に到来する日をいう。ただし、発行・主支払代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ下記「10. 公告」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいうものとする。

#### 7. 時効

関連日から10年間（元金の場合）または5年間（利息の場合）、支払のための呈示がなされない場合は、本社債および利札は無効となる。

#### 8. 債務不履行事由

以下の事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが1つ以上生じ、かつ継続している場合、本社債の所持人は、発行・主支払代理人の所定の事務所において発行会社に対し書面による通知を行うことにより（かかる通知は発行・主支払代理人が受領した日をもって有効となる。）、当該所持人の所有する本社債が期限の利益を喪失し直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、これにより当該本社債はその額面金額にて、償還日までの経過利息（もしあれば）とともに、呈示、要求、抗議またはその他いかなる種類の通知を行うことなく、期限の利益を喪失し直ちに支払われるべきものとなる。

- ( a ) 本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。以下同じ。）またはその一部に関して支払期日の到来した元金または利息の支払について不履行が発生し、かかる不履行が、元金については7日間、利息については14日間継続する場合。
- ( b ) 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債の要項に基づくその他の義務の履行または遵守を怠り、本プログラムに基づいて発行された社債の所持人よりかかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後30日間かかる不履行が継続する場合（ただし、かかる不履行が治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続または通知は要件とならない。）。
- ( c ) 残存する元本総額が5,000,000米ドル（もしくは他通貨による相当額）以上となる発行会社またはその主要子会社の借入債務（以下に定義される。）が、その条項の不履行により期限前に返済されることとなった場合もしくはその担保が実行される場合、発行会社もしくはその主要子会社が、残存する元本総額が5,000,000米ドル（もしくは他通貨による相当額）以上となる借入債務につき、その満期もしくは適用ある支払猶予期間の満了時において返済を行わない場合（要求払いの借入債務については、要求時もしくは適用ある支払猶予期間の満了時にかかる借入債務の返済を行わない場合）、または残存する元本総額が5,000,000米ドル（もしくは他通貨による相当額）以上となる第三者の借入債務に関して発行会社もしくはその主要子会社が付与した保証もしくは補償が、期日到来時もしくは請求時に履行されない場合。

- (d) 発行会社またはその主要子会社が清算または解散する旨の、管轄権を有する裁判所による命令が下された場合または決議が可決された場合（ただし、特別決議で事前に承認された条件による組織再編を目的とする場合を除く。）。
- (e) 発行会社もしくはその主要子会社がその業務の全部もしくは重要な部分を停止し、もしくは停止するおそれがある場合（ただし、特別決議で事前に承認された条件による組織再編を目的とする場合を除く。）、または発行会社もしくはその主要子会社がその債務（もしくは債務のいずれかのクラス）の支払につき期日到来時に、これを中止し、もしくは中止するおそれがある場合、支払不能となった場合もしくは支払不能を認める場合、適用ある法律により、もしくは適用ある法律上、支払不能であると判断される場合、もしくは倒産もしくは破産を宣告され、もしくはその状態であるとみなされた場合。
- (f) 発行会社またはその主要子会社の資産または事業の全部または重要な部分について、抵当権者に代わって所有権が取得された場合または管財人が任命された場合。
- (g) 発行会社またはその主要子会社の財産の重要な部分について、差押、強制執行または判決前の差押が実行、執行または提起され、それが30日以内に取下げられない場合。
- (h) 管轄権を有する日本の裁判所が発行会社もしくはその主要子会社について破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含む。）に基づく破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含む。）に基づく会社更生手続、もしくは民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含む。）に基づく民事再生手続を開始した場合、または管轄権を有する日本以外の法域の裁判所が発行会社もしくはその主要子会社について当該法域の適用ある法律に基づいて類似の手続を開始した場合で、当該手続が60日以内に取下げもしくは停止されない場合。
- (i) 管轄権を有する日本の裁判所が発行会社もしくはその主要子会社に対して会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に基づく解散判決を下した場合、または発行会社もしくはその主要子会社の定時株主総会において発行会社もしくはその子会社の任意解散もしくは清算が決議された場合。

上記(c)項において、

「借入債務」とは、( )借入金、( )引受もしくは引受条件付信用に基づくもしくはこれに関する債務、または( )（公募、私募、取得対価その他によるかを問わず、また全額現金払込による発行であるか、一部現金以外の対価の払込による発行であるかを問わず）募集、発行もしくは販売されたノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックその他の有価証券に関する、現在もしくは将来の債務（元本、プレミアム、利息もしくはその他の金額であるかを問わない。）をいう。借入債務が米ドル以外の通貨建てである場合または米ドル以外の通貨で支払われる場合、ロンドンにおける当該不履行が発生した暦日において発行・主支払代理人が表示する当該通貨の買いに対する米ドル売りの直物相場（または理由の如何を問わず、当日にかかるレートが入手できない場合は、その後入手可能な最も早い日のレート）で米ドルに換算される。

## 9. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券または利札が紛失、盗難、毀損、摩損または破損した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が合理的に要求する証拠および補償の条件に従い、発行・主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。

## 10. 公告

本社債に関するすべての公告は、ロンドンにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞に掲載された場合に有効に行われたものとみなされる。かかる新聞への掲載は、ロンドンのファイナンシャル・タイムズまたはロンドンの他の日刊新聞が予定されている。また、発行会社は、かかる公告が、その時点で本社債が上場する、もしくはその取引が許可されている証券取引所またはその他の関係当局の規則に従った方法で適法に行われることを確保する。当該公告は、最初に掲載された日に行われたものとみなされ、または複数の新聞への掲載が要求される場合は、要求されるすべての新聞に掲載された最初の日に行われたものとみなされる。

確定社債券が発行される時まで、本社債を表章する包括社債券がすべてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、かかる新聞への掲載に代えて、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債の所持人に対して連絡するよう関連する通知を交付することができ、加えて、本社債が証券取引所に上場し、または他の関係当局によりその取引が許可されており、かつ当該証券取引所または関係当局の規則で要求される限り、当該通知はこれらの規則で要求される場所において一般に発行されている日刊新聞に掲載される。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日に本社債の所持人に対して行われたものとみなされる。

いずれの当社債権者による通知も、書面によるものとし、(確定社債券による当社債の場合には)関連する本社債券とともに、発行・主支払代理人に提出することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債の所持人による通知は、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクを通じて発行・主支払代理人に対し、発行・主支払代理人およびユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクが当該目的のために承認する方法によって行われるものとする。

## 11. 社債権者集会、変更、放棄および交替

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、当社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社が招集することができ、本社債の未償還額面総額の5パーセント以上を保有する当社債権者により書面により要求があったときは発行会社がこれを招集する。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の50パーセント以上を保有または代表する1名以上の者、その

延会においては保有または代表する本社債の額面金額を問わず、本社債権者本人またはこれを代表する1名以上の者とする。ただし、本社債または利札の条項の変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元金額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては本社債の未償還額面総額の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。いずれの社債権者集会において可決された特別決議も、集会に出席したか否かを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。

発行・主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

(a) 本社債権者の利益を侵害しないと発行会社が単独で判断する本社債、利札または代理人契約の変更（ただし、上記のような定足数の増加を要する事項に関する変更を除く。）。

(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であると発行会社が単独で判断するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を訂正するために行う、または法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後可及的速やかに、上記「10. 公告」に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

## 12. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同様の要項またはすべての点（利息の最初の支払額および支払日を除く。）において同一の社債を設定し追加発行することができ、かかる追加発行された社債は、未償還の本社債と統合され、単一のシリーズを構成するものとする。

## 13. 1999年契約（第三者の権利）法

1999年契約（第三者の権利）法に基づく本社債の要項を執行するためのいかなる権利も持つ者はいないが、これは同法とは別に存在し、または行使可能ないかなる者の権利または救済にも影響するものではない。

## 14. 準拠法および管轄裁判所

### (1) 準拠法

代理人契約、約款、本社債、利札ならびに代理人契約、約款、本社債および利札より、またはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

### (2) 管轄裁判所

発行会社は、本社債権者および利札所持人の利益のため、本社債および/もしくは利札より、またはこれらに関連して生じるいかなる紛争（本社債および/もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）の解決にも英国の裁判所が独占的な管轄権を有することに取消不能の形で合意し、したがって、英国の裁判所の独占的な管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所に対する、裁判所が不便または不適切な法廷地であるとの理由による異議申立の一切を放棄する。本社債権者および利札所持人は、他の管轄権を有する裁判所において、発行会社に対する本社債および利札より、またはこれらに関連して生じるすべての訴訟または手続（本社債および利札より、またはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する訴訟または手続を含む。）（以下「訴訟手続」と総称する。）ならびに複数の管轄における同時の訴訟手続を提起することができる。

### (3) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、ロンドン市 EC2M 5QQ、ロンドン・ウォール、ソールズベリー・ハウス 4階（4th Floor, Salisbury House, London Wall, London EC2M 5QQ）に登録事務所を有する東海東京証券ヨーロッパ（Tokai Tokyo Securities Europe Limited）を任命し、また東海東京証券ヨーロッパが送達代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

## 15. 包括社債券

本社債は無記名式であり、当初は包括仮社債券（以下「包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、包括仮社債券はユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付される。

本社債が包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）よりも前に行われるべき元金、利息その他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人ではなく、また米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、合衆国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）同様の証明書を発行・主支払代理人に対して交付している場合に限り、（包括仮社債券の呈示に対して）行われる。

包括仮社債券が発行された後40日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その包括仮社債券の持分は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、上記の持分の実質的所有権の証明書が未だ交付されていない場合には、かかる証明書の交付と引換えに、恒久包括社債券（以下「恒久包括社債券」という。）における持分と（無償にて）交換することができる。

恒久包括社債券に対する元金、利息その他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく（恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対して）ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

恒久包括社債券は、交換事由が発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、利札を付して、確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは（ ）債務不履行事由が発生し継続している場合、（ ）ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する14日間以上営業を行っていない（法定その他の休日による場合を除く。）、もしくは事業を永久に停止する意図を公表し、もしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとの通知を発行会社が受けた場合、または（ ）発行会社が恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合をいう。発行会社は、交換事由が発生した場合は上記「10. 公告」に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該恒久包括社債券における持分の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、発行・主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記（ ）に記載する交換事由の発生の場合には、発行会社もまた、発行・主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、発行・主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から45日以内に行われるものとする。

#### 16. 様式、券面額および権原

本社債は、無記名式であり、確定社債券の場合には連続番号が付され、額面金額は100万円である。確定社債券は、利札が付されて発行される。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡により移転する。発行会社および支払代理人は（法律上他の方法を要求される場合を除き）、いかなる本社債券または利札の所持人をも（支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権の通知もしくは記載または以前の本社債券の損失もしくは盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的な所有者とみなし、取り扱うことができる。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書その他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および支払代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元金または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元金または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの支払代理人によっても、当該包括

社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。「本社債権者」および「本社債の所持人」の表現ならびに関連する表現は上記に従って解釈されるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、差し当たりはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの規則および手続に従ってのみ移転することができる。

#### 課税上の取扱い

**以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。**

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のように、支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ社債については、ある特定の条件下においては、当該社債を保有する法人では、その社債を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本社債にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、または日本の税務当局が日本の税法について新たな解釈をし、その結果本社債に対して投資したものの課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- ( ) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- ( ) 本社債の利息は、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は、当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は、当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- ( ) 本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したものの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とするこ

とができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。日本国の内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

( )日本国の居住者は、本社債の利息、償還差損益および譲渡損益について、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

## 日経225に関する情報

### ・ 概略

別段の定めのない限り、日経225に関する本書の記載はすべて、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在におけるインデックス・スポンサーの方針を反映するものである。かかる方針はインデックス・スポンサーにより任意に変更されることがある。

日経225は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、インデックス・スポンサーが計算し、公表する株価指数である。日経225は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

インデックス・スポンサーは、現在、日経225の計算に際し下記の計算方法を用いるが、インデックス・スポンサーが本社債に関連する支払額に影響を与え得る形でかかる計算方法を修正または変更しない保証はない。

日経225は、修正平均株価加重指数であり(すなわち、日経225における各構成銘柄の加重値は発行会社の時価総額ではなく1株当たりの株価に基づいている。)、その計算方法は、( )各構成銘柄の1株当たりの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、( )その積を合計し、( )その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2019年2月28日現在27.003となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円をインデックス・スポンサーの設定する該当する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。単位株制度は2001年10月1日をもって廃止された。現在の各構成銘柄のみなし額面価格は、2001年10月1日現在の日本株式額面価格の廃止直前の額面価格に基づき、下記のその後の調整に従っている。日経225の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経225の値は、東京証券取引所の取引時間中5秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外、株式の銘柄の入替えまたは株式分割などの一定の変化が生じた場合には、日経225の値が継続的に維持されるように、日経225を計算するための除数または(場合により)該当する構成銘柄のみなし額面価格は、日経225の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。その後別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後のすべての株価に適用される加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値(す

なわち、当該変更直後の日経225の値)がその変更の生じる直前の日経225の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、インデックス・スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄の構成は、インデックス・スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- ( ) 倒産(会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など)による上場廃止または整理ポスト入り
- ( ) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- ( ) 債務超過などその他の理由による整理ポスト入りまたは上場廃止
- ( ) 東京証券取引所第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高いかまたは上場廃止申請の審査中であるとの理由による監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、かかる銘柄の除外の実施は、発行会社の事業の継続可能性または上場廃止の見込み等を考慮した後に決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、インデックス・スポンサーは、特定の基準に従い、その補充銘柄を選択する。いずれの場合においても、銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経225を計算することがある。この間にあっては、構成銘柄の追加、除外または入替えの都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

#### ・ 日経225の過去の推移

下記の表は、2014年1月から2019年2月までの各月末の日経225の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経225がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経225の過去の推移は日経225の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経225が下記のように変動したことによって、日経225および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

#### 日経225の月末の終値

(単位:円)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
1月	14,914.53	17,674.39	17,518.30	19,041.34	23,098.29	20,773.49
2月	14,841.07	18,797.94	16,026.76	19,118.99	22,068.24	21,385.16
3月	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26	21,454.30	
4月	14,304.11	19,520.01	16,666.05	19,196.74	22,467.87	
5月	14,632.38	20,563.15	17,234.98	19,650.57	22,201.82	
6月	15,162.10	20,235.73	15,575.92	20,033.43	22,304.51	
7月	15,620.77	20,585.24	16,569.27	19,925.18	22,553.72	
8月	15,424.59	18,890.48	16,887.40	19,646.24	22,865.15	
9月	16,173.52	17,388.15	16,449.84	20,356.28	24,120.04	
10月	16,413.76	19,083.10	17,425.02	22,011.61	21,920.46	
11月	17,459.85	19,747.47	18,308.48	22,724.96	22,351.06	
12月	17,450.77	19,033.71	19,114.37	22,764.94	20,014.77	

出典:ブルームバーグ・エルピー

- 東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。投資家は、東京証券取引所が、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経225の変動は、日経225を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に悪影響を及ぼすことがある。

### 第3【その他の記載事項】

目論見書の表紙に、発行会社の名称およびロゴならびに売出人および売出取扱人の名称を記載します。また、目論見書の表紙裏に以下の記述を記載します。

「本社債の満期償還額および償還時期は、日経平均株価の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」をご参照ください。

本社債への投資は、日本国の株式市場の動向により直接的に影響を受けます。本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本社債の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本社債に対する投資を行ってください。

利益相反に関する開示につきまして、本社債は東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が発行し、東海東京証券ヨーロッパがその総額を引き受け、東海東京証券ヨーロッパから東海東京証券株式会社が購入して売出しを行うものです。

#### 本社債の投資の参考情報について

本社債の価格情報につきましては、売出人または売出取扱人までお問い合わせください。」

「（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

また、本書「第一部 証券情報」の主要内容の要約および期限前償還、満期償還額等についてのイメージ図ならびに本社債の想定損失額についての説明を「目論見書の概要」として目論見書の冒頭に記載します。

< 上記の社債以外の社債に関する情報 >

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

(発行登録書の「第二部 参照情報、第1 参照書類」を以下のとおり訂正する。)

<訂正前>

(前略)

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第107期 第1 四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)  
平成30年8月7日関東財務局長に提出  
事業年度 第107期 第2 四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)  
平成30年11月13日関東財務局長に提出  
事業年度 第107期 第3 四半期(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)  
平成31年2月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第108期 第1 四半期(自 平成31年4月1日 至 平成31年6月30日)  
平成31年8月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第108期 第2 四半期(自 平成31年7月1日 至 平成31年9月30日)  
平成31年11月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第108期 第3 四半期(自 平成31年10月1日 至 平成31年12月31日)  
平成32年2月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第109期 第1 四半期(自 平成32年4月1日 至 平成32年6月30日)  
平成32年8月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第109期 第2 四半期(自 平成32年7月1日 至 平成32年9月30日)  
平成32年11月16日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成30年12月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

<訂正後>

(前略)

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第107期 第1 四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)  
平成30年8月7日関東財務局長に提出  
事業年度 第107期 第2 四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)  
平成30年11月13日関東財務局長に提出  
事業年度 第107期 第3 四半期(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)  
平成31年2月13日関東財務局長に提出

事業年度 第108期 第1 四半期（自 平成31年 4月 1日 至 平成31年 6月30日）

平成31年 8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第108期 第2 四半期（自 平成31年 7月 1日 至 平成31年 9月30日）

平成31年11月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第108期 第3 四半期（自 平成31年10月 1日 至 平成31年12月31日）

平成32年 2月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第109期 第1 四半期（自 平成32年 4月 1日 至 平成32年 6月30日）

平成32年 8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第109期 第2 四半期（自 平成32年 7月 1日 至 平成32年 9月30日）

平成32年11月16日までに関東財務局長に提出予定

### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成31年3月1日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

（発行登録書の「第二部 参照情報、第2 参照書類の補完情報」を以下のとおり訂正する。）

#### < 訂正前 >

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日（平成30年12月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### < 訂正後 >

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後本訂正発行登録書提出日（平成31年3月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本訂正発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

(発行登録書の「第二部 参照情報、第3 参照書類を縦覧に供している場所」を以下のとおり訂正する。)

<訂正前>

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 本店  
(東京都中央区日本橋三丁目6番2号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

<訂正後>

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 本店  
(東京都中央区日本橋二丁目5番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

### 第三部【保証会社等の情報】

(発行登録書の「第三部 保証会社等の情報」の見出しの直後に、以下の記載が挿入される。)

<東海東京フィナンシャル・ホールディングス 2022年4月7日満期 円建 期限前償還条項付 日経平均株価連動社債(ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型)に関する情報>

#### 第1 保証会社情報

該当事項はありません。

#### 第2 保証会社以外の会社の情報

該当事項はありません。

#### 第3 指数等の情報

##### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債は、期限前償還の有無および満期償還額が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

##### 2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(終値ベース)

(単位:円)

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
	最高	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	24,270.62	
	最低	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	19,155.74	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2018年 9月	2018年 10月	2018年 11月	2018年 12月	2019年 1月	2019年 2月
	最高	24,120.04	24,270.62	22,486.92	22,574.76	20,773.56	21,556.51
	最低	22,307.06	21,149.80	21,507.54	19,155.74	19,561.96	20,333.17

出典:ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価終値の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

<上記の社債以外の社債に関する情報>